

新型コロナウイルスの対応について（第 17 報）

2021 年 1 月 8 日

在宅勤務の再延長について

12 月 17 日から 1 月 31 日の期間で実施しております在宅勤務につきまして、政府より 1 月 8 日に発出されました 1 都 3 県に対する「緊急事態宣言」を受けて、2 月 7 日（日）まで再延長することとします。

- ① 国内事業本部及び管理本部においては、12 月 17 日（木）～2 月 7 日（日）の期間、業務等を継続することを前提とした在宅勤務を実施する。
- ② 海外事業本部においては、引き続き、「出勤」と「在宅勤務」のローテーションを組み合わせた勤務体制とする。
- ③ 通勤混雑を避けるために、引き続き、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認める。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。